

実施方針等に係る質問書に対する回答

■実施方針

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	実施方針	検収業務	3	I	1	(5)	④	エ	(ア)		検収業務は市が行う業務となっておりますが、ここでいう日常の検収業務とは、市が行う検収業務の補助業務であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(5)	⑥	ウ			学校配膳室改修に係る対価については、具体的な請求(支払)時期等は入札説明書等において示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札公告時に示す契約書(案)等をご参照ください。
3	実施方針	施設形態	8	II	2	(3)	③				「アレルギー対応食専用の調理室を設置する(150食程度対応)。」とありますが、アレルギー対応食150食程度には、特別支援学校対応食のアレルギー対応食も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	(4)食器・食缶等	8	II	2	(4)	④				実施方針では「特に汁物用の食缶については最大容量(120程度)」と記載がありますが、要求水準素案表Ⅱー5食缶仕様一覧表には、高性能断熱食缶「15リットル程度」と記載がありますが、角型断熱食缶は13リットルか14リットルの食缶が一般的ですので、12リットルから15リットルの範囲内であれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	満水容量が15リットル程度の食缶で、汁物の吹きこぼれがないよう、汁物の最大配缶量である12リットルを考慮した配缶を整備いただきます。
5	実施方針	落札者の決定・公表	11	III	2	(3)					入札参加者が1グループの場合でも入札は成立するのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
6	実施方針	募集及び選定スケジュール	13	Ⅲ	4	(3)					学校配膳室見学会の実施につき「希望者を対象に、改修を行う学校配膳室の見学会実施する。詳細については、市ホームページにおいて示す。」とございますが、市ホームページでの公表予定時期を教えてください。	3月上旬の公表を予定しています。
7	実施方針	事業用地の見学について	13	Ⅲ	4	(3)					学校配膳室見学会の実施にあわせて、事業用地を見学する機会を設けていただけないでしょうか。	事業用地の見学を学校配膳室見学会と概ね同時期に行うこととします。詳細は質問No.6と併せて市ホームページで公表します。
8	実施方針	入札公告、入札説明書等の公表	13	Ⅲ	4	(4)					予定価格については、入札公告時に事前公表していただけると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	複数応募の禁止	14	Ⅲ	5	(1)	④				入札参加者の協力企業が他の入札参加者の協力企業を兼ねることは可能とありますが、例えば、ある設計企業がAグループ及びBグループの協力企業として入札に参加する等、協力企業(特別目的会社に出資しないが、直接業務を受託する予定のもの)としてであれば複数応募は可能との理解でよいでしょうか。	配送車両調達業務・配送及び回収業務・配送車両維持管理業務に携わる企業が協力企業として参加する場合に限り、他の入札参加者の協力企業を兼ねることを可能とします。実施方針を修正します。
10	実施方針	共通の入札参加資格	15	Ⅲ	5	(2)	①				実施方針16頁のⅢ-5-(2)②「個別の入札参加資格」に記載された事業者の業務範囲以外に、SPCの事務管理や金融機関との調整を行う業務等をSPCから直接受託する法人は、「共通の入札参加資格」を満たせばよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
11	実施方針	個別の入札参加資格	15	Ⅲ	5	(2)	②				実施方針16頁のⅢ-5-(2)②「個別の入札参加資格」に記載された事業者の業務範囲以外に、SPCの事務管理や金融機関との調整を行う業務等をSPCから直接受託する法人がSPCに出資を行う場合も、当該法人は「構成員」という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	個別の入札参加資格	16	Ⅲ	5	(2)	②				個別の入札参加資格において、「維持管理業務を行う者」の規定がありません。「維持管理業務を行う者」は、「福岡市・水道局・交通局競争入札参加資格者名簿」への登載がなくても良いとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本事業における「共通の入札参加資格」を満たすものとしてください。
13	実施方針	建設業務を行う者の参加資格	18	Ⅲ	5	(2)	②	イ	(オ)	b	「ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の新築工事の元請の施工実績」とありますが、JVサブとしての施工実績でもよろしいでしょうか。 またその場合、JV比率(何%以上 等)の定めはありますか。 御教示下さい。	施工実績が共同事業体案件の場合は、当該業務を主として担当している場合のみ実績として認めます。主担当であるであることが分かる資料を添付してください。
14	実施方針	事業の継続に関する基本的考え方	25	Ⅵ	1						事業予定者においては、SPCの設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講ずることとする、とありますが、P20(6-(2))にはSPCの設立が要件となっています。SPCの設立は必須との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	財政上及び金融上の支援	27	Ⅶ	2	(2)					国からの交付金の交付を受けることを想定しているとのことですが、現在想定されている施設整備費に占める交付金の割合並びに交付金が出なかった場合の対応(交付金相当額について、市が一括で支払うのか、それともその他の施設整備費と同様に分割払いとなるのか)について、ご教示ください。	交付金の想定額は入札公告時に公表します。 施設整備費に占める交付金の割合について、公表の予定はありません。 交付金が出なかった場合には、一括で支払うのか、割賦払いにするのかを市が決定します。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
16	別紙 リスク分担表 (案)	NO.10 共通 住民対応リスク	1								(事業者が行う調査、建設、維持管理、運営に関するもの)が事業者負担となっていますが、法令を遵守し善良なる管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、日照障害、風害、電波障害等は市負担とはならないでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	善良なる管理者としての注意を払っても避けることができないリスクが顕在化した場合でも、事業者のリスク負担となります。ただし、土地の瑕疵や不可抗力による場合は、それらのリスク負担の考え方に基づくこととなります。
17	別紙 リスク分担表 (案)	NO.18 共通 不可抗力リスク	1								「一定の金額まで」とありますが、具体的に教示頂けないでしょうか	入札公告時に公表予定の契約書(案)をご参照ください。
18	別紙 リスク分担表 (案)	NO.21 共通 物価変動リスク	1								「一定の範囲を超える資材物価変動」とありますが、一定の範囲とは具体的にどの程度を言うのでしょうか	入札公告時に公表予定の契約書(案)をご参照ください。
19	別紙 リスク分担表 (案)	NO.21 共通 物価変動リスク	1								建設期間中における物価変動に関して市及び事業者双方に負担●で記載されています。賃金又は物価の変動にもとづく建設単価の変動・変更に係る考え方について詳細にご教示願います。	回答No.18をご参照ください。
20	実施方針別紙 リスク分担表	No.21,22 物価変動リスク	1								一定の範囲を超える物価変動の「一定の範囲」の定義をご教示ください。	入札公告時に公表予定の契約書(案)をご参照ください。
21	実施方針 別紙 リスク分担表	NO.24 入札説明書リスク	1								学校配膳室改修業務について、入札説明書等から合理的に想定が困難な劣化等が事後的に発覚したことによる増加費用等については市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
22	別紙 リスク分担表 (案)	NO.36 設計・建設段階 用地リスク	1								「合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害」とは具体的にどのような場合を言うのでしょうか	一般に入手、閲覧可能な資料や入札説明書等から取得できる土地利用履歴、地盤調査結果、埋設管路等の情報を用いて、技術士等の資格を有する建設技術者が地中埋設物等の存在可能性を論理的に想定できる場合を意味します。
23	実施方針別紙 リスク分担表	No.60 給食数増減リス ク	2								「一定以上の給食数の増減」の定義をお示ください。	入札公告時に公表予定の契約書(案)をご参照ください。
24	実施方針 別紙 リスク分 担表(案)	No.60 給食数増減リス ク	2								※4に一定以上の給食数が増減する場合、サービス購入費の見直しについて協議できるとありますが、「一定」とはどの程度の想定でしょうか。	回答No.23をご参照ください。
25	実施方針別紙 リスク分担表	No.73 運搬費用増大リス ク	2								交通事情悪化は事前に予測が困難であり、これに伴う運送費の増加等は事業者リスクとして過大であるため、市のリスク分担としていただけないでしょうか。	主要道路の長期的な遮断等により、う回路の通行が余儀なくされ、走行距離が増大するような場合は、市と事業者の間の協議により、不可抗力とする場合があります。しかしながら、周辺土地の開発等により交通事情が悪化し運送費が増加するようなケースは、事業者のリスク負担とします。
26	別紙 リスク分担表 (案)	NO.80 事業終了段階 施設の性能確 保リスク	3								「事業終了時における施設の性能確保」とありますが、どの程度の性能を確保しておくべきなのでしょう	要求水準書P.58(4)④に記載のあるとおり、事業終了後1年以内は、建物、建築設備、調理設備等の修繕、更新が必要とならない状態を確保するものとお考え下さい。